

伊丹市土曜学習実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は，学校・家庭・地域住民等が相互に連携・協働して子どもたちの土曜日の教育環境を充実させることにより，基礎学力を向上し，豊かな人間性を育成し，及び地域への愛着を醸成することを目的とする「土曜学習」の実施について必要な事項を定めるものとする。

（主体）

第2条 土曜学習の実施主体は，伊丹市教育委員会とする。

（対象）

第3条 伊丹市立小・中学校の希望する児童・生徒を対象とする。

（期間）

第4条 実施期間は，4月から翌年3月までとし，原則として土曜日等（日曜・祝日・長期休業日を含む。）に実施する。

（内容）

第5条 土曜学習の内容は，次に掲げるものとする。

- （1） 自主的な学習（宿題・プリント学習など各教科の補充学習等）
- （2） 地域人材を活用した学習，体験・交流活動（理科の実験教室・外国言語・文化に関する講座・キャリア教育・ものづくり・三世代交流等）

2 土曜学習は，各学校において年間7回程度実施する。

（運営会議）

第6条 地域の教育活動の支援体制づくりのために会議を行い次の業務を行う。

- （1） 土曜学習の運営方法等を検討する。
- （2） 校区コーディネーター及び土曜教育推進員の研修を行う。

（校区コーディネーター）

第7条 各校に校区コーディネーターを配置する。校区コーディネー

ターは教育委員会及び伊丹市地域学校協働活動推進事業実施要綱第5条に定める統括コーディネーターと連携し、土曜学習の企画・運営にあたる。

(土曜教育推進員)

第8条 児童・生徒の指導には、地域人材・子どもサポーター・企業人等の土曜教育推進員があたる。

2 土曜教育推進員の「人材バンク」を社会教育課に置く。

(事務局)

第9条 土曜学習の事務局は、生涯学習部社会教育課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は伊丹市教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。